

今月の税務トピックス (所得税の準確定申告書のe-tax対応)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

平成30年度税制改正では、様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げることとされ、令和2年分以後の所得税及び令和3年度分以後の個人住民税から適用することとされました。

この改正を受けて確定申告時に、①正規の簿記の原則による記帳を行うこと、②貸借対照表・損益計算書を添付すること、③期限内申告を行うこと、の要件に加え、④「電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「e-Tax」といいます。）による電子申告を行うこと」又は「電子帳簿を保存すること」の要件を満たせば、青色申告特別控除の控除額が原則55万円から65万円とされる「青色申告特別控除の控除額の例外（措法25の2④）」が適用できることとされました。

また、この青色申告特別控除の控除額の例外の適用が受けられるようになりますため、令和2年1月6日以降に提出される令和2年分以後の所得税の準確定申告書がe-Taxによる電子申告に対応可能とされました。

本稿は、所得税の準確定申告書のe-Tax対応の概要と実務上の留意点について解説することとします。

I 準確定申告書の提出

所得税の確定申告書を提出すべき居住者がその年の翌年1月1日からその申告書の提出期限までの間にその申告書を提出しないで死亡した場合又は、居住者が年の中途において死亡した場合には、その相続人は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに、準確定申告書を提出しなければなりません（所法124①、同法125①）。

II 提出書類等

準確定申告書をe-Taxで提出する場合には、次の書類の提出が必要とされます。

- ① 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書（XML形式）
- ② 死亡した者の令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（XML形

式）

- ③ 準確定申告の確認書（PDF形式）

- ④ 委任状（書面）

（注1）①準確定申告書をe-Taxで提出する場合は、相続人が1名の場合でも必ず②付表をe-Tax（XML形式）で提出する必要があります。

（注2）相続人が2名以上いる場合は、各相続人が申告内容等を確認した上で、自署で署名・捺印した③確認書のイメージデータ（PDF形式）をe-Taxで送信する必要があります。

（注3）相続人が2名以上いる場合で、相続人代表が、その他の相続人が受け取るべき還付金を代表して受け取る場合には、各相続人が申告内容や還付額等を確認した上で、自署で署名・捺印した④委任状を書面で提出する必要があります。

おわりに

準確定申告をe-Taxにより行う場合、法令上相続人全員の電子署名等が必要とされています。

令和2年度税制改正案では、納税者利便の向上及び税務事務効率化の観点から、申告データを送信する相続人以外の相続人が申告内容を確認した旨を証する「確認書」を添付することにより、これらの相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととされています。

この改正は、令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合について適用する予定とされています。

図表：準確定申告の電子的手続の簡素化



「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。